

「第 2 期京都市市民参加推進計画（仮称）素案」に対する市民意見の募集結果

1 実施機関

平成 23 年 2 月 15 日（火）から 3 月 16 日（水）まで 計 30 日間

2 募集結果

180 名の方から、321 件の意見が提出された。

3 御意見をお寄せいただいた方の属性

（1）性別

男性	116 人
女性	51 人
不明	13 人

（2）年代

20 歳代	21 人
30 歳代	45 人
40 歳代	33 人
50 歳代	41 人
60 歳代	7 人
70 歳代	3 人
不明	30 人

4 意見の分類

1 全般	164件
<p>方向性5件, 賛成3件, 担い手6件, 市民参加の意義7件, 協働12件, 市民の職場体験1件, 代表民主制19件, 市民の定義2件, 外国人の市民参加61件, 区域外住民の参加13件, 政治団体の介入1件, 行政のスタンス1件, 参加希望1件, 市民の意識5件, 職員の意識2件, 親しみやすさ2件, 進捗管理2件, 提言書1件, 取組成果1件, 当パブリック・コメントの周知13件, 意見提出の締切1件, 反対4件, 気軽さ1件</p>	
2 市政参加	73件
<p>見える化1件, 情報提供6件, 募集方法の工夫1件, 100人委員会1件, 協働井戸 端会議3件, 行政のスタンス1件, 無作為抽出3件, 審議会23件, 議論の場1件, 市政協力委員3件, 親しみやすさ1件, パブリック・コメント11件, ボランティア 2件, 人材育成3件, 市政出前トーク2件, 職員の意識1件, 担い手2件, 人材バン ク1件, 誰もが参加できる取組1件, 用語6件</p>	
3 市民のまちづくり活動	31件
<p>市民共汗サポーター1件, 行政のスタンス1件, 協働1件, 協働の日4件, 資金2件, 自治会加入1件, 実例2件, 人材育成3件, 定義1件, 転入した市民への働き掛け2 件, 担い手2件, ルール1件, ワーク・ライフ・バランス1件, ボランティア6件, 用語3件</p>	
4 情報提供と公開	20件
<p>いつでもコール2件, インターネット3件, 折込チラシ1件, 口コミ1件, 工夫2件, 広聴1件, 市民しんぶん2件, 情報公開1件, 情報提供4件, 情報発信1件, 楽しさ 1件, 転入した市民への働き掛け1件</p>	
5 計画を着実に進めるための推進体制	19件
<p>手引き1件, 人材育成9件, 職員の意識7件, 推進体制2件</p>	
6 その他	14件
<p>計画の内容と直接関わらない意見, 文章の表現についての意見</p>	

5 主な意見と本市の見解及び対応

(1) 全般

寄せられた意見	本市の見解	反映等
<p>次世代の担い手として期待されている学生を含む若者の幅をもう少し広げたほうがよいのではないか。</p> <p>№. 13 (担い手)</p>	<p>施策番号18において、青少年へ市政参加を促進するための「青少年モニター制度」を新規に実施することとしています。なお、施策名の「次世代の社会を担う学生や子どもが参加や協働を学ぶ取組の充実」の「学生」を「学生などの若者」に修正し、若い勤労者なども対象とします。</p>	<p>反映</p>
<p>「協働」は行政の仕事を放棄し、市民に負担を求めている。</p> <p>№. 24 (協働)</p>	<p>本市では、「市民参加推進条例」第2条第1項において、「協働」を「自ら果たすべき役割を自覚して対等な立場で協力し合い、及び補完し合うこと」と定義し、本市と市民との協働の精神に基づき市民参加を推進していくこととしています。</p> <p>市政は、市民の信託に基づき運営されており、市政運営の各過程に対する市民の参加があつてこそ、行政は市民生活をよりよい形で支え、市民の信託に応えるものであると考えます。また、自治会や町内会などの活動やNPOなどの市民活動に関わることで、お互いに支え合いより豊かな生活につながると考えます。</p> <p>平成22年度に実施した「市政総合アンケート」において、「市民と行政が知恵と力を合わせる共汗・協働の取組」を推進することについて、8割近くの市民が「推進した方がよい」又は「どちらかというとな推進した方がよい」と答えられています。</p>	<p>なし</p>
<p>日本の政治は間接民主制を基本としており、住民投票のような直接民主制の制度以外では直接民主制はとられておらずこの計画自体に問題がある。</p> <p>№. 27 (代表民主制)</p>	<p>市政は、市民の信託に基づき運営されており、選挙以外にも、市政運営の各過程に対する市民の参加があつてこそ、行政は市民生活をよりよい形で支え、市民の信託に応えるものであると考えます。また、自治会や町内会などの活動やNPOなどの市民活動に関わることで、お互いに支え合いより豊かな生活につながると考えます。</p> <p>なお、参加する時間的なゆとりのない市民にも参加しやすいよう、施策番号15「インターネット等の媒体を活用した市民の参加機会の確保」として、インターネットを活用したシンポジウムや審議会等の動画配信の実施を掲げています。また、これまでから、パブリック・コメントの電子メール等での提出などにも取り組んできています。</p>	<p>なし</p>

寄せられた意見	本市の見解	反映等
<p>外国人が審議会に参加するなど参加・協働という名目で地方政治に関われば、国益に反するような施策が採用される可能性が高まる。</p> <p>№. 64 (外国人の市民参加)</p>	<p>本市では、昭和53年に市会の議決を得て「世界文化自由都市宣言」を行い、ここで、全世界のひとびとが人種、宗教、社会体制の相違を超えて、平和のうちに集い交流を行う都市を、都市の理想像として掲げています。また、同宣言に基づき、市政の基本方針である「京都市基本構想」や、基本構想の具体化のために全市的な観点から取り組む主要な政策を示す「京都市基本計画」を策定しております。</p>	なし
<p>外国人が地域の活動に参加するためには日本語の習得が必須であり、情報提供の多言語化を最小限に留めるなど、外国人が日本語を学ぶ必要性を自覚することを促すべきである。</p> <p>№. 65 (外国人の市民参加)</p>	<p>「京都市基本計画」に基づく市民参加に関する計画であるこの「京都市市民参加推進計画」では、「世界文化自由都市宣言」の理念に沿い、外国籍市民も含めた全ての市民が、共に京都でより生き生きと暮らせるよう、市民の市政への参加や市民のまちづくり活動を推進していくための施策や事業を掲げています。</p>	
<p>区域外の住民が介入することは、本来の主権者である住民の意思に反する施策が行われる危険性が高く、許されるものではない。</p> <p>№. 78 (区域外住民の参加)</p>	<p>市域以外に住所地を持つ市民であっても、通勤、通学などで本市域での公共サービスを受ける方も多くおられることから、市民参加の対象とする市民は、市域内に住所地を持つ市民に限定しておりません。</p>	なし
<p>(素案)の本冊で「参加経験」のある市民が、10年前と比べて減っていることがグラフで示されている。これに対して、どう対応するのか検討が必要である。</p> <p>№. 85 (市民意識)</p>	<p>平成22年度に実施した市政総合アンケート調査で、「市政への参加をしない理由」をお伺いしたところ、「参加をする時間がない」「参加の仕方がわからない」という回答が上位を占めました。そこで、施策番号3「参加の制度を知らない市民や時間のない市民を参加につなげるための情報を届ける取組の推進」におけるインターネットを活用した情報発信の工夫や、施策番号1「施策・事業ごとの参加手法及び市民の声を市政に届ける制度の流れの公表」における制度を紹介するリーフレットの作成等に取り組み、市民の参加を促進します。</p>	盛り込み済み
<p>市民ニーズを真摯に聴き取り、決して行政の方針を上から目線で押し付けようとしない運営の姿勢が必要。</p> <p>№. 80 (行政のスタッフ)</p>	<p>市民と行政が知恵と力を合わせる共汗・協働の取組の取組を推進することは、前提として行政と市民相互の信頼関係を基礎としておりますことから、第1章「はじめに」に「市民との信頼」や「交流」、「対話」について盛り込みます。</p>	計画に反映
<p>行政が市民を信頼し、「交流」「対話」の実践をまず始める必要があ</p>		

寄せられた意見	本市の見解	反映等
<p>ることを「第1章はじめに」に記載されるべきではないか。</p> <p>№. 87 (職員意識)</p>		
<p>市民は意見募集していることを知らないで、公平性を確保していない。反対の声を汲み取ろうとせず、強行すれば一般市民にとって不平等かつ有害な計画であることの証明となる。</p> <p>№. 96 (当パブリック・コメントの周知)</p>	<p>意見募集の冊子は、市役所、区役所・支所、その他公共施設(図書館など)に配布するとともに、本市公式サイト「京都市情報館」に掲載しました。また、市民活動総合センターやウイングス京都などには意見の回収箱を設置して、意見を提出しやすい工夫を行いました。さらに、未来まちづくり100人委員会など多くの市民がお集まりになる場において素案を御説明するなど、周知に努めました。</p> <p>これらの取組により、多くの市民から多様な御意見を頂いており、これらの意見を生かして計画を策定します。</p>	<p>対応済み</p>

(2) 市政参加

寄せられた意見	本市の見解	対応
<p>学識者などの委員が（最長6年まで）長く就任しているにもかかわらず、市民公募委員は概ね2年の任期を終えると交代するケースがほとんどであるため、余計に議論に参加がしにくくなっている。</p> <p>№. 128（審議会）</p>	<p>本市では、なるべく多くの市民に市民公募委員として審議会に参画できるよう、多くの審議会で任期を2年としている中で、市民公募委員に関しては任期の更新を行わないという運用をしてきました。「市民参加を進める審議会等運営ガイドブック」において、市民公募委員に対して事前にレクチャーを行うなどを記載し、市民公募委員が積極的に発言できる環境づくりに努めているところですが、御指摘の点を踏まえ、市民参加を進める審議会である「市民参加推進フォーラム」において検討し、必要に応じてガイドブックの改訂を行います。</p>	<p>施策・事業の実施に当たって検討</p>
<p>市民公募委員の募集に応募して選考に落ちた多くの市民は、市政に関心のある人なのだから、これらの人に対するフォローを行えば、市政参加をしようとする市民が増えるのではないかと。ほとんどの公募では、選考に落ちた市民に対するフォローがされていないと思う。</p> <p>№. 129（審議会）</p>	<p>施策番号2「市政に関心を持つ市民を参加につなげる取組の推進」に「アンケートへの協力や事業への参加などを通じて市政に関心を持った市民に対し、その後もその関心をつないでいくための情報提供を行う」ことを掲げており、希望される方に関心のある市政情報を提供する取組を実施します。</p>	<p>盛り込み済み</p>
<p>パブリック・コメントはどのように市政に反映されているのか分からない。</p> <p>№. 147（パブリック・コメント）</p>	<p>第4章1（1）「政策・施策の形成過程の見える化」によって、参加していただいた意見がどのように行政に伝わり、政策、施策として実現するの仕組みを分かりやすくします。</p> <p>また、施策番号5「市民ニーズを着実に政策・施策に反映させる取組の推進」において掲げているパブリック・コメントに係る総括情報の発信では、提出された市民意見がどのように施策にいかされたかを本市公式サイト「京都市情報館」において公表することとしています。</p>	<p>盛り込み済み</p>

(3) 市民のまちづくり活動

寄せられた意見	本市の見解	対応
<p>私たちの活動を他の市民に知っていただき、一緒に行動していただく方を増やすにも、「協働の日」は市民活動をPRできるようなものにしてください。</p> <p>N o . 1 7 9 (協働の日)</p>	<p>具体的な内容は、今後事業を企画・検討する中で、決定しますが、頂いた意見を参考にして活動の輪を広めることのできるような取組とします。</p>	<p>施策・事業の実施に当たって検討</p>
<p>協働の日というのを作るそうですが、市民の理解は得られているのか。市民が望んでもいないものを次々作るのはいくはない。</p> <p>N o . 1 8 1 (協働の日)</p>	<p>平成22年度に実施した「市政総合アンケート」において、「市民と行政が知恵と力を合わせる共汗・協働の取組」を推進することについて、8割近くの市民が「推進した方がいい」又は「どちらかというとな推進した方がよい」と答えられていることから、市民の主体的なまちづくり活動や行政との協働の機運を盛り上げようと、施策番号20「地域における幅広い分野の活動主体の活動をつなげるネットワークづくりの推進」に、まちづくり活動、ボランティア活動、企業のCSR活動、行政との協働事業に重点的に取り組んだり、NPO法人等の市民活動団体に対する寄付の募集を呼び掛けるなどの取組を行う「協働の日（仮称）」の創設を掲げました。</p>	<p>なし</p>
<p>東北地方太平洋沖大地震では、被災者支援にボランティアの活動がこれまで以上に期待されると思う。また、復興に向けてその活動は何年もの間継続されることが求められる。この計画により、ボランティア活動をされる人が増え、その活動が活性化するように、京都市の今後の取組に期待する。</p> <p>N o . 1 9 9 (ボランティア)</p>	<p>東北地方太平洋沖地震による被災者の支援や被災地の復興に当たっては、被害の甚大さから長期にわたってボランティアに活躍いただくこととなることが予想されます。施策番号29「活動を進めるために必要な人材の育成」において、ボランティア活動を支援する研修や講習会に取り組むことを掲げており、これを着実に進めることでボランティアの育成に努めます。</p>	<p>盛り込み済み</p>

(4) 情報提供・公開と共有

寄せられた意見	本市の見解	対応
<p>若い世代は、インターネットで情報を得ているので、インターネットによる参加の取組を進めてほしい。</p> <p>№. 210 (インターネット)</p>	<p>策番号15「インターネット等の媒体を活用した市民の参加機会の確保」として、インターネットを活用したシンポジウムや審議会等の動画配信の実施を掲げています。また、これまでから、パブリック・コメントの電子メール等での提出などにも取り組んできています。</p>	<p>盛り込み済み</p>
<p>口コミは大変有効であり、フォロアーとなる市民を増やしていく働き掛けをしてはどうか。</p> <p>№. 212 (口コミ)</p>	<p>第4章3「情報の提供・公開と共有」に、「印刷物などの紙媒体やインターネットなど複数の情報発信の手法を活用する」ことを掲げており、市民しんぶんやチラシなどの紙媒体とインターネットなどの複数の情報発信の手法を活用していきます。また、口コミも有効な情報発信の一つと考えられることから、市民公募委員に集まっていただく「市民公募委員サロン」などの機会を通じて、知り合いの方への呼び掛けをお願いすることも検討します。</p>	<p>施策・事業の実施に当たって検討</p>

(5) 計画を着実に進めるための推進体制

寄せられた意見	本市の見解	対応
<p>「職員のための市民参加推進の手引き(仮称)」は便利だと思いが、形骸化しないように気をつけられたい。</p> <p>№. 226 (手引き)</p>	<p>市民参加の取組を形骸化させないためには、職員の意識が重要と考えています。そのため、当計画では、施策番号42「市民参加を進めるための庁内の仕組みづくり」では、「職員のための市民参加推進の手引き(仮称)」の作成のほか、庁内における経験共有の場の充実、市民活動や協働の事例を学ぶ研修の実施、市民参加を体験する機会の充実、市民参加を促進する研修の充実を掲げており、これらを通じて、参加の意義と楽しさを知る市職員を増やしていきます。</p>	<p>施策・事業の実施に当たって検討</p>
<p>職員が進んで地域活動や社会貢献活動に参加したくなるような研修の内容であることを望む。</p> <p>№. 227 (人材育成)</p>	<p>施策番号19「市民参加を担う市職員の育成の推進」において、市民参加を促進する研修の充実を掲げていますが、ここでは、人間らしくいきいきと働き、豊かな家庭生活を築き、地域活動、社会貢献活動への参加が行える「真のワーク・ライフ・バランス」の実現に向けて職場風土や市職員の意識改革に取り組むこととしています。</p>	<p>盛り込み済み</p>

(5) その他

文言修正や注釈等をつける意見あり、反映したものは次の番号

90, 93, 169, 170, 171, 172, 173, 174, 190, 203,
204, 205249, 250, 252, 255, 256, 258

6 計画素案の修正箇所

ページ	修正内容	市民意見 番号
4	<u>の対話や交流により信頼関係を築いて</u>	80, 87
6	未来の <u>担い手</u>	169 170
7	課題の <u>抽出</u>	250
11	<u>、</u>	252
13	提言書の全文のURL	93
14	未来の <u>担い手</u>	169 170
16	<u>推進</u>	255
17	<u>・</u>	256
18	<u>希望がある</u> <u>関心を持つ</u>	258
18	「パブリック・コメント」の注釈	174
20	プランニングスツェレ	173
23	「ワークショップ」の注釈	
26	<u>などの若者</u>	13
26	「学生 Place+」, 「市政出前トーク」, 「スチューデントシティ学習」 の注釈	171 172 174 205
28	「まちづくり」の注釈	190
29	「岡崎地域活性化に向けたエリアマネジメント組織の設立」の解 説	203 204
30	「むすぶネット」の注釈	205
32	「まちづくりアドバイザー」の注釈	
33	「分野別センター」の注釈	